

資料 1

門真市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 2 月

門真市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境は、教育課題の多様化や複雑化によって大きく変化しており、学校の役割もそれに応じて更新・改善していくことが求められている。

一方、それに伴って教職員の業務は複雑化・多忙化する状況があり、長時間労働の常態化や教職員の心身への悪影響が全国的な課題となっている。このような状況は本市においても例外ではなく、教職員の健康はもちろん、子どもたちの学びを支える教育活動の質に対しても深刻な影響を及ぼす恐れがある。

学校における働き方改革は、業務の削減のみを目的とするものではなく、教職員がその専門性を十分に発揮し、子どもたちと向き合えるようになることが重要である。教職員が心身ともに健康であり、教育公務員としての自覚とやりがい、誇りを持って子どもたちの教育に携われる教育環境を整えていくことが、教育の質の向上には不可欠である。

このような認識のもと、本市教育委員会と学校現場において一層の連携を図りながら、働き方改革を推進していくことを趣旨として、「門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

### (2) 本市の現状

門真市教育委員会では、令和2年4月に門真市立学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として「門真市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

本市教育委員会ではこれまで、全校においてタイムカードによる客観的な在校等時間の把握を開始するとともに、学校サポートスタッフの全校配置や学校閉庁日の設定、校務支援システムの導入や授業へのデジタル技術の活用、中学校部活動の地域展開等の取組を推進し、各学校と連携しながら、教職員の長時間労働改善を図ってきた。

このような取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、過去4年間については次のとおりとなっている。

**【令和3年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36時間37分	32.6%	5.1%
中学校	月48時間47分	47.7%	17.6%
全体	月40時間16分	38.2%	9.8%

**【令和4年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間53分	35.9%	4.4%
中学校	月47時間19分	46.8%	15.4%
全体	月39時間19分	39.9%	8.4%

**【令和5年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31時間12分	23.8%	1.9%
中学校	月45時間48分	46.3%	15.2%
全体	月36時間38分	32.1%	6.9%

**【令和6年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29時間40分	21.9%	1.9%
中学校	月45時間10分	44.9%	13.2%
全体	月35時間21分	30.3%	6.0%

**【令和3年度と令和6年度の時間外在校等時間の比較】**

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	6時間57分減少	10.7%減少	3.2%減少
中学校	3時間37分減少	2.8%減少	4.4%減少
全体	4時間55分減少	7.9%減少	3.8%減少

これまでの本市教育委員会および各校における業務改善の取組の成果により、小学校・中学校ともに時間外在校等時間については着実に改善傾向が見られており、小学校においては令和6年度時点において年間の平均が月30時間を下回る状況となった。

しかしながら、中学校においては改善の傾向が小学校より緩やかであり、令和6年度時点でも年間平均が月45時間を超えている状況が課題として見られる。

また、月45時間を上回る教員等については、小学校においては令和3年度と比較して10ポイント以上の減少が見られるが、依然として2割を超える教職員が45時間を上回っている現状がある。また中学校においては45時間を上回る教員の割合が非常に高く、減少の幅も小さい状況であり、さらに月80時間を上回る教職員も1割を超えており、引き続き積極的な業務改善の取組が必要な状況となっている。

特に中学校では小学校と比較して休日の在校等時間が長時間となっており、主に休日の部活動指導に関わる教員の負担が大きくなっていることが考えられる。また、生徒指導に対しても学年全体の教職員が組織的に関わる必要があり、それに伴って全体的に在校等時間が増加する傾向がある。学年・学校の中核となる学年主任・教務主任・管理職等についてはさらに在校等時間が長くなる状況が見られる。

教職員の時間的余裕を十分に創出して教職員が子どもたちに向き合い、教育の質を向上させることができるよう環境整備していくために、本市教育委員会としても既存の取組を継続しつつ、中学校部活動の地域展開や学校教育活動を支援する人材の充実を図るとともに、様々な角度から業務の改善をより一層推進し、市長部局や関係機関、各学校と連携しながら教職員への支援を充実していくことが必要である。

こうした現状と課題を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定する。

## 2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における時間外在校等時間の1ヶ月平均時間を30時間程度にする。  
※【令和6年度 35時間21分】
- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。  
※【令和6年度 69.7%】

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%まで減少させる。  
※【令和7年度 17.5%】
- ・門真市学校教育診断「学校行事の見直しや会議の精選など、学校全体で業務量の削減や長時間労働の改善に向けての『働き方改革』が推進されている」の項目において、市全体の肯定的回答を80%まで向上させる。  
※【令和6年度 68.5%】
- ・門真市学校教育診断「年齢や経験年数に伴って自らの成長が感じられ、意欲的に業務に取り組める」の項目において、市全体の肯定的回答を85%まで向上させる。  
※【令和6年度 82.9%】

## 3. 計画の期間

○計画の期間は、令和8年度～令和11年度とする。

○毎年度において計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直し等を行う。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等**（「3分類」①関係）
  - ・交通専従員の配置をはじめ、公用車による青色防犯パトロール、ボランティアによるキッズサポーターなどを通して通学路の見守り活動を推進する。
  - ・各学校・地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時間を教職員の勤務開始時間と適合するよう見直しを推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応**（「3分類」②関係）
  - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
  - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係機関と認識を共有する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）**（「3分類」③関係）
  - ・給食費の無償化及び公会計化を継続し、教職員の負担を軽減する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等**（「3分類」④関係）
  - ・コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の場を活用し、地域学校協働活動推進員が窓口となる地域・学校間の連絡調整体制づくりを推進する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**（「3分類」⑤関係）
  - ・保護者や市民からの苦情等に、元校長であるスクールアドバイザーが対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、学校だけで抱え込むことなく苦情に対応できる体制を構築する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答・ホームページ等の運営**（「3分類」⑥⑦関係）
  - ・調査・統計への回答や児童生徒・家庭への周知依頼文書等の精選・縮減に努め、ICTを活用した回答や配付等による負担軽減を図る。
  - ・学校における文書管理方法の見直しを推進し、電子化・省力化を積極的に検討する。
  - ・共同学校事務室等と連携し、事務職員が調査・統計等の回答や学校ホームペー

ジ運営等の業務に参画する体制づくりを推進する。

●ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・学校に導入されている ICT 機器について、番号の管理、管理シールの付与、故障等の切り分け、修理の対応を教育委員会に所属する GIGA スクールサポーターや保守事業者を窓口とした体制を構築し、教員の事務負担を軽減する。
- ・教職員の ICT 環境及び校内ネットワーク設備については、教育委員会が民間事業者と直接運用保守契約を結び、常時対応できる体制を構築する。

●学校プール等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・中長期的な費用対効果を検証しつつ、水泳授業に民間活力を導入することにより、学校プールの維持管理や清掃、指導に係る業務負担の軽減を図る。

●校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃外部委託等の在り方について、学校施設における新たな管理手法を構築する中において必要性及び費用対効果等を勘案し検討する。

●中学校部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動地域展開を推進し、令和 13 年度を目途に原則休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・中学校が実施する部活動については、「門真市部活動の在り方に関する方針」を遵守し、活動時間等の適正化を図る。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

●授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・日々の授業準備に係る教材印刷、物品準備、資料整理等の補助的業務について、サポートスタッフの計画的活用及び授業支援ソフト等の積極的活用により、教材準備・印刷・共有の効率化を図り、教員の事務負担軽減を推進する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術を搭載したソフトウェア等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

●支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・SC・SSW・スクールロイヤーをはじめとした様々な専門家、介助員・支援教育支援員・校内教育支援ルーム支援員等の会計年度任用職員、自立支援通訳や学生ボランティア等の外部支援人材等と教職員が「チーム学校」として連携・協働し、いじめ・不登校・被虐待等の状況にある児童生徒、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒等、様々な課題の状況に応じた支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、専門家、会計年度任用職員、支援人材の配置拡充に努めるとともに、各種連携に関する教職員研修や連絡会を開催し、学校が組織として関係機関や専門家と連携・協働し、適切な役割分担のもとで児童生徒の支援を行うことのできる体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程編成において、年間総授業時数及び週当たり授業時数が標準授業時数を大幅に超過（例：小学校4年生以上において1086時間以上設定）しないよう、年度当初の計画段階から指導・助言を行う。
- ・教育課程の標準性及び弾力的運用を確保し、カリキュラムマネジメントの質的向上を図るため、管理職及び教職員を対象とした研修の実施や必要な情報提供を行う。
- ・各学校における行事や活動の精選・削減・短縮を検討するとともに、形骸化し十分な効果が見込めないものについては廃止を含めた見直しを積極的に推進する。
- ・既存のICT環境を積極的に活用し、会議のペーパーレス化、クラウドによる文書共有の標準化、チャット・掲示板機能等を用いた情報共有、出欠・成績・教材管理の効率化等をさらに推進し、校務全体の負担軽減を図る。
- ・グーグルサービスの校務への展開、完全無線化によるロケーションフリーの校務環境の構築、校務支援システムとデジタル採点ソフトと保護者への一斉送信機能の一斉導入など、これまで導入した整備環境を最大限に活かし、校務DXチェックリストの項目を中心に効率化を推進する。
- ・保護者向け協力依頼の発出等、勤務時間外の電話対応を行う必要がない環境整備を促進するとともに、機器更新の機会をとらえて留守番電話機能のある電話機への交換を検討する。
- ・各校において本計画を踏まえた学校運営方針を確立するとともに、業務改善推進担当者の位置付けや首席・教務主任の活用等、管理職と教職員の連携による組織的な業務改善を推進する。

## (3) 学校への人的支援体制の充実

学校における人的支援体制の充実のため、以下の内容に取り組む。

- ・学校サポートスタッフの全校配置を継続し、各校の活用事例を共有しながら教職員の業務負担軽減を積極的に推進する。
- ・中学校への学校サポートスタッフ・管理職業務補助等の支援人材の拡充を検討する。

#### (4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が100時間を超えた教職員、または連続して80時間を超えた教職員に対し、原則として医師による面接指導を年間1回以上実施する。
- ・ 年間を通した最終退校時間の設定等の検討を行い、勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 職員の健康診断とストレスチェックを確実に実施し、集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・ 高ストレス者が医師による面接相談等を受けられる体制を構築し、教職員の心身の健康問題に適切に対応する。
- ・ 長期休業中に連続して6日以上の学校閉庁日を設定し、拡大も検討しながら各学校に対してまとまった年次有給休暇の取得を推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

○計画の実効性を確保するため、関係機関とも連携を図りながら次のとおりフォローアップを行う。

### ・計画の公表・報告

取組の着実な実行を図るため、門真市立学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、門真市ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議で報告する。

### ・目標達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムにより把握する。

その他の目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果及び門真市学校教育診断教職員アンケート結果により把握する。

### ・学校状況の把握と個別支援

教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該校への聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校、および業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中の速やかな改善を目指して、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。

### ・各学校との連携・支援強化

教育委員会において各学校における働き方改革の取組促進に向け、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント研修の充実等、支援を強化する。

### ・地域・保護者等への理解促進・連携

各学校においては学校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会等の機会をとらえ、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容及び各取組について説明するとともに、理解と協力を得られるよう連携に努める。